

## (令和元年第1回豊中市伊丹市クリーンランド議会定例会)

### 【ごみ処理経費について】

#### (一問目)

ごみ処理経費について伺います。決算説明書によると、昨年度の1トン当たりの処理経費は、可燃ごみが9595円、不燃・粗大、資源ごみ等が32299円となっています。そこで、不燃ごみ、各再生資源ごみ(ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装・古紙古布・缶類・剪定枝)の個別のトン当たり処理経費を教えてください。また、再資源化経費と売却金額の差である収支差益について、昨年度の赤字額を教えてください。さらに、再生資源ごみの中で、最も収支差益が悪い品目と、その額を教えてください。

#### <答弁>

トン当たりのごみ処理経費につきましては不燃ごみ33637円、各再生資源物につきましては、ビン14660円、ペットボトル52080円、プラスチック製容器包装41950円、古紙・古布37291円、缶類80722円、剪定枝87798円となっております。

また、昨年度の再資源化経費と売却等金額の収支差益につきましては、マイナス3億6092万7823円となっており、最も収支差益が大きい品目はプラスチック製容器包装で、マイナス2億1628万3755円でございます。

#### (意見・要望)

あらためて伺いましたが、数字にすると焼却処理する場合と比べて、再生資源物の処理経費が高いことが分かりました。また、現行のプラスチック製容器包装や剪定枝の処理方法が、極めて高コストな手法であるか、財政的負担が大きいかが分かると思います。

## 【プラスチック製容器包装の処理について】

### (一問目)

プラスチック製容器包装の処理について伺います。昨年度、クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装の量を教えて下さい。一方で、可燃ごみとして収集され焼却処理されたプラスチックごみの量はおよそどれくらいだったのか教えて下さい。また、クリーンランドから容器包装リサイクル協会に搬出されたプラスチック製容器包装の量及び、再商品化された量を教えて下さい。さらに、昨年度、両市から搬入されたプラスチック製容器包装の適合率と、豊中市、伊丹市それぞれの適合率を教えてください。

### <答弁>

昨年度、クリーンランドへ搬入されたプラスチック製容器包装の搬入量は5155.75トンとなっております。

一方、可燃ごみとして収集され焼却処理されたプラスチックごみの量につきましては未詳ではありますが、平成30年度に組成分析を実施し、可燃ごみの中にプラスチック・ゴム類が17.8%混入していた結果をもとに算出したところ、平成30年度の可燃ごみ搬入量150673.08トンのうち26819.8トンのプラスチック・ゴム類が焼却処理されたと想定されます。

また容器包装リサイクル協会に搬出したプラスチック製容器包装の搬出量は4252.2トンですが、そのうち同協会にて再商品化された量については未詳ではありますが、平成30年度の実績報告では全国1568市町村から引き取った分別基準適合物約64万7千トンからの再商品化実績は約42万4千トン(約66%)となっております。

次に、平成30年度、両市から搬入されたプラスチック製容器包装の適合率につきましては、搬入物検査の結果、平均92.11%となっており、両市それぞれの検査結果は、豊中市91.92%、伊丹市92.3%となっております。

### (二問目)

両市民の分別に対する意識や協力姿勢の高まりにより、両市からクリーンランドに搬入された段階で、プラスチック製容器包装の適合率が90%を超えるようになってきました。両市及びクリーンランドの啓発の取り組みは高く評価できると思います。しかし、それだけ分別の手間をかけて、協力している市民にとって、適合率が上昇しても、何のメリットもないのでは、残念でなりません。また、今後、更なる分別の協力を求めたり、意識啓発をするためには、モチベーションの向上につながるようなインセンティブを提示できた方がよいと思います。そこで、確認のために伺いますが、日本容器包装リサイクル協会で実施される品質検査で、容器包装比率が90%以上であればAランクとなるわけですが、90%のAランクと100%のAランクでは、自治体にとってのメリット、デメリットで何か違いや差があれば、教えてください。また、クリーンランドとしては、手選別業務が必要な状況が永遠に続く方が良く考えておられるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。両市から搬入されるプラスチック製容器包装には、注射針や充電式電池など、怪我や火災の原因となる禁忌品も

混入しており、手選別業務に従事する作業員の安全確保も課題になっています。プラスチック製容器包装の 適合率を高めるための両市民の分別努力を、分別処理経費の削減や手選別業務に従事する作業員の怪我や事故等の撲滅に繋げるため、手選別業務の見直しや廃止が望ましいと考えますが、適合率が90%を超えるようになってきた現状において、 見解をお聞かせ下さい。

適合率が90%を超えても、手選別の廃止や見直しを考えず、全く、両市の税負担の軽減を図ろうとされませんが、未だに、容器包装リサイクル協会を通しての再商品化の割合は66%ほどで、全体の約1/3は再商品化されていない状況にありながら、市民には手間や税負担を課し続ける理由をお聞かせ下さい。市民に分別を求める前に、容器包装リサイクル協会に再商品化の割合を上げさせることが先ではないでしょうか。これまで、再商品化の割合を上げるような働きかけをしてきたのでしょうか。適合率90%を求めてきている容器包装リサイクル協会に対して、再商品化率90%を逆に求めるぐらいのことをしてはとさえ思いますが、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

容器包装リサイクル協会が実施しているプラスチック製容器包装の品質検査において、90%と100%の品質の違いによるメリット等は特にございません。

クリーンランドとしましては、搬入されるプラスチック製容器包装の分別率が100%になった場合、手選別業務の継続は不要となると考えますが、プラスチック製容器包装の手選別ラインには、医療系廃棄物をはじめ、充電式電池やそれを内蔵する小型家電製品の混入が多くなっており、容器包装リサイクル協会から指摘を受けている状況です。適合品比率は量的な側面から品質レベルを示すひとつの指標とはなりますが、現状では質的な面も併せて常により高い品質の確保を目指して、引き続き手選別作業での異物除去に努めていく必要があるものと考えております。

また、容器包装リサイクル協会におけるプラスチック製容器包装のリサイクル率も平成30年度実績で約66%となっており、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

両市の環境部及びクリーンランドの啓発と両市民の協力により、プラスチック製容器包装の適合率は90%を超えるようになってきました。一方で、日本容器包装リサイクル協会で実施される品質検査で、容器包装比率が90%以上であればAランクとなり、90%のAランクと100%のAランクで、自治体や市民に対して特段のメリットはありません。しかも、どれだけ適合率を高めても、容器包装リサイクル協会に搬入されたプラスチック製容器包装の再商品化率は未だに66%程度です。容器包装リサイクル協会からは90%以上の適合率を求められ、90%以上はどれだけ適合率を高めても特段のメリットが無い中で、プラスチック製容器包装の処理は毎年多額の赤字収支を出している現状においては、100%の適合率を目指されることは否定しませんが、100%の適合率を目指すよりも、経費の削減や抑制を最優先に、その中で可能な 範囲で、適合率を高めていくべきではないかと意見しておきます。そもそも、両市民の分別だけで、適合率90%以上のAランクをコンスタントに維持できるようになれば、多額の税金を費やし、様々な危険を冒して作業をしてもらって

いる手選別業務を廃止、見直すべきで、ぜひ、両市民の分別手間や協力が報われるようにして頂きたいと強く要望しておきます。

また、容器包装リサイクル協会から、適合率90%以上を求められ、ランク付けまでされている訳ですが、Aランクの容器包装プラスチックを搬入しても、容器包装リサイクル協会では、未だにその2/3ほどしか再商品化できておらず、そのことについて、今後の推移を注視してまいりたいとの答弁がありました。容器包装リサイクル協会における再商品化率が低いことは以前からも指摘し、これまでも「今後の推移を注視してまいりたい」との答弁を繰り返してこられました。努力義務を課せられ、その義務を果たしているのですから、容器包装リサイクル協会に再商品化率の向上を求めるとともに、加えて、適合率が90%を超えた場合、上回った分については、インセンティブとして報奨金のようなものを支給するなり、強く求めて頂きたいと思います。それが叶わないのであれば、現状の容器包装リサイクル協会を介してのプラスチック製容器包装の処理方法は見直すべきとあらためて意見しておきます。

## 【処理経費と環境負荷の関係について】

### (一問目)

処理経費と環境負荷の関係について伺います。これまでに幾度となく、プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルを求めてきましたが、その都度、「温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷の低減に向けた取り組みが、より優先されるもの」と繰り返し、答弁されてきました。それでは伺いますが、プラスチック製容器包装を現行のように、分別収集し、容器包装リサイクル協会に搬出し、さらに協会からリサイクル業者に搬出し、リサイクル業者等がリサイクルするために排出している温室効果ガスの総量はいくらでしょうか。一方で、プラスチック製容器包装を可燃ごみとして収集し、クリーンランドで熱回収した場合、排出される温室効果ガスの総量はいくらぐらいと想定されているでしょうか、具体的に数値でお答え下さい。参考までに、昨年度、クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装を焼却処理した場合の処理経費はどれくらいと算出されるかも教えて下さい。

### <答弁>

プラスチック製容器包装を現行のように、分別収集し、容器包装リサイクル協会に搬出し、リサイクル業者等がリサイクルするために排出される温室効果ガスの総量は、容器包装リサイクル協会から公表されていないため、把握しておりません。

また、クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装を焼却した場合の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で約13800トン、処理経費は約4900万円と想定しております。

### (二問目)

プラスチック製容器包装の処理経費も収支差益の赤字額も高止まりを続けてきましたが、処理経費の削減や収支赤字の改善策として、これまでどのような取り組みをされてきたのでしょうか。そもそも、処理経費の削減や収支赤字の改善について、問題意識やその必要性を認識されているのか、お答え下さい。例えば、プラスチック製容器包装の手選別経費を抑制するため、プラスチック製容器包装の搬入適合率をより高めるため、プラスチック製容器包装の各市の適合率、各地域の適合率など詳細なデータを両市と共有し、的確かつ厳格に適合率の低い地域に特化して適合率の向上、改善に向けた取り組みを両市に働きかけるなどはしてきたでしょうか、お答え下さい。また、両市民が手間をかけて、さらには、両市が高額な税金を負担して、分別しても、未だに、容器包装リサイクル協会に搬入されたプラスチック製容器包装全体の1/3は再商品化されていない状況にあり、そんな状況にあって、法律上は単なる努力義務である容器包装リサイクル法に従って、市民が手間や税負担を強いられる必要性は全く感じません。焼却処理し熱回収した場合と、現行の処理方法では、あまりに処理経費が違い過ぎると私は思いますが、クリーンランドとしては、それほどの金額差ではないとの認識をお持ちということなのか、処理経費の差についてどのような認識、見解をお持ちなのか見解をお聞かせ下さい。さらに、クリーンランドでは、昨年度、約15万トンの可燃ごみの17.8%、約26800トンのプラ・ゴム類が焼却処理されています。これら全てがプラスチックごみではありませんが、昨年度搬入されたプラスチック製容器包装の量約5200トン

はるかに超える量のプラスチックごみを焼却処理したことになります。プラスチック製容器包装とプラスチック製品は、ほぼ同じ材質で、焼却処理した場合の環境負荷、温室効果ガスの排出量に違いはないにも拘らず、プラスチック製容器包装だけを多額の税金を使って処理する理由を教えてください。もともと不燃ごみとして処理していた（プラスチック製容器包装とほぼ材質が同じ）プラスチック製品は、焼却処理するようになったのに、それよりも量の少ないプラスチック製容器包装を焼却処理するように変更（転換）できない理由を教えてください。

### <答弁>

プラスチック製容器包装をはじめ、リサイクルプラザへの搬入量が減量することにより処理経費は減少します。両市においても一般廃棄物処理基本計画をもとにごみの減量施策を実施しているところであり、クリーンランドにおいてもごみの減量に向け両市と連携した啓発活動を継続的に行っているところです。

また、両市とクリーンランドによる搬入物検査の結果を情報共有し、啓発活動の実施など搬入物の適正化にも取り組んでおります。

プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法により再商品化のシステムが確立しておりますが、プラスチック製品については、同様のシステムが確立されていないため、廃棄物処理の優先順位に従い、焼却処理して熱回収することとしております。

プラスチック製容器包装の分別収集は、環境負荷低減をめざした両市の施策であり、クリーンランドでは、処理経費の差は認識しておりますが、循環型社会形成推進基本法の理念と主旨を踏まえ、今後とも継続してまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

プラスチック製容器包装の現行の処理方法では、処理経費が高額で、それがそのまま収支赤字として計上される訳ですが、両市もクリーンランドも、「処理経費の差は認識しているが」という毎回同じ答弁を繰り返すのみで、具体的な収支改善が一向に見られないことから、問題意識が極めて低いように思います。答弁にあったように、昨年度のプラスチック製容器包装の収支赤字は約2億1600万円で、もし、焼却処理していた場合、約4900万円で処理できていました。実に、処理経費には1億6700万円もの差があります。一方で、「温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷低減を目指した両市の施策なので、処理経費の差は認識しているが、今後も継続していきたい」との答弁をされましたが、「プラスチック製容器包装を現行のように、分別収集し、容器包装リサイクル協会に搬出し、リサイクル業者等がリサイクルするために排出される温室効果ガスの総量は、把握していない」とも答弁されました。現行のプラスチック製容器包装の処理方法による、温室効果ガスの排出削減量を把握していないにも拘らず、なぜ、温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷低減を目指した両市の施策と言い切れるのか、甚だ疑問です。焼却処理するよりも、経費が約1億6700万円も多くかかる、つまりは、両市民の税負担がそれだけ増えている訳ですので、焼却処理した場合と比較して、現行の処理方法ではどれだけの温室効果ガスの削減が図れているのか、明確にすべきです。そもそも、このプラスチック製容器包装の処理に関する決算をするにあたり、事業指標が明確でなく、事業の効果判定ができない状況にあります。両市の納税者に対して、

約1億6700万円もの税金の負担増を課しても、納得するだけの、効果指標を示すことを求めています。その上で、温室効果ガスの排出削減量が、約1億6700万円もの税金の負担増をしてまでするものか否かを判断すべきと思います。

また、「プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法により再商品化のシステムが確立しているが、プラスチック製品については、同様のシステムが確立されていないため、廃棄物処理の優先順位に従い、焼却処理して熱回収することとしている」との答弁がありました。プラスチック製容器包装の収集、分別処理に自治体が多額の財政負担を課せられ、容器包装リサイクル協会に搬入したプラスチック製容器包装の1/3は再商品化されていない現状で、どこが再商品化のシステムが確立していると言えるのでしょうか。全く自治体の財政負担が減る目途も、プラスチック製容器包装の再商品化率が高まる目途も立っていない中で、かなり認識がおかしいと思います。プラスチック製容器包装も再商品化のシステムがしっかりと確立していないという点で、プラスチック製品同様に、廃棄物処理の優先順位に従い、焼却処理して熱回収することが望ましいとあらためて、意見、提案しておきます。

## 【剪定枝の再資源化について】

### （一問目）

剪定枝の再資源化について伺います。昨年度、剪定枝の再資源化に要した経費を教えてください。また、両市の剪定枝の内、クリーンランドでチップ化された量と焼却処理された量をそれぞれ教えてください。さらに、この剪定枝チップ化事業の両市民の認知度について、これまで調査したことはあるのか、あれば、何割の方がご存知なのか教えてください。具体的に言えば、土壌改良材、豊中市で言うと「とよっぴー」ですが、とよっぴーの製造過程でチップを使用していること、そのチップが市内の公園などから出る剪定枝から作られていること、クリーンランドで作られていることを知っている市民の割合は、事業開始時から比べて、どれくらい増加してきたのか、教えてください。

### ＜答弁＞

平成30年度の選定枝の再資源化に要した費用は、約1405万円でございます。

また、同年にクリーンランドに搬入された剪定枝は約7000トンで、チップ化された量は約160トン（約2.3%）です。

一方、施設見学に来場された方に選定枝チップに関するアンケート調査を行ったところ、約20%の方はクリーンランドでの取り組みについてご存じでしたが、多くの方は初めてとのことでした。

また、アンケート調査は稼働当初は実施しておりませんので、過去の状況は不明ですが、今後も調査を継続し、チップ化事業の認知度の推移を検証してまいります。

### （二問目）

剪定枝チップ化事業を環境学習の一環というのであれば、剪定枝チップ化事業の両市民の認知度の目標値など、事業効果を測定する具体的な指標として掲げられているものと、事業開始から現在までのその数値の推移を教えてください。さらに、剪定枝チップ化による環境負荷の軽減量、温室効果ガスの削減量も合わせて、教えてください。また、環境学習ということであれば、チップ化している剪定枝はクリーンランドで処理している剪定枝全体のわずか2.3%程度で、ほとんどの剪定枝は、焼却処理している事実は、施設見学者には伝えているのでしょうか。さらに、焼却処理すれば、1トンあたり約9600円で処理できる剪定枝を、1トンあたり約87800円、実に9倍以上もの処理経費を投じて（税負担をして）、わざわざチップ化していることも伝えているのでしょうか、教えてください。これらの事実、明確な数値も伝えた上で、考えて頂くことが本当の意味での環境学習ではないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。その上で、剪定枝チップ化事業が必要か否かを見学者に調査するべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

具体的に明らかに看過できないほどの処理経費の差を示すとともに、環境面での矛盾も示してきましたが、それでも、市民に不要な税負担を課して、不都合な真実を隠し続けて、この事業を続けるおつもりなのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。



## <答弁>

剪定枝チップ化事業の認知度の目標値は特に定めておりませんが、より多くの方に認知いただけるよう、これまでリサイクルプラザ3階のフロアのみで行っていた説明エリアを、焼却施設の3階からも作業場の紹介と併せてチップ化事業のご案内を行うなど、学習の場を増やしております。また、説明時には処理経費も併せて説明内容に織り込んでまいります。

剪定枝チップに特定したアンケート調査につきましては、稼働当初から実施しておりませんので、過去の状況は不明であります。今後も調査を継続し、チップ化事業の認知度の推移を検証してまいります。

チップ化による温室効果ガス削減量は、環境省では剪定枝はバイオマス原料であることから、焼却時の温室効果ガス排出係数が定められていないため、算出することが困難です。

この剪定枝のチップ化事業は、豊中市と伊丹市、クリーンランドの三者共同による堆肥活用事業の一環であり、豊中市では環境展などで展示販売を通してPRを行っており、伊丹市でも農業祭などの関連イベントでチップ化した土壌改良剤を広く市民に紹介されています。同事業は、両市とクリーンランドにとって、環境に配慮した有意で持続可能な取組みであると認識しております。

## (意見・要望)

クリーンランドに搬入された剪定枝約7000トンの大半を、1トンあたり約9600円で処理し、約2.3%の約160トンのみを、1トンあたり約87800円でチップ化することの意義が私には全く理解できません。剪定枝チップ化事業が環境学習の一環と言いますが、剪定枝のチップ化による温室効果ガス削減量が算出できずに、何が環境学習と言えるのでしょうか。そもそも当事業における効果指標が明確にないこと自体、問題で、ただ事業を実施しているだけになってしまっていないでしょうか。この事業においては、どのようなPDCAサイクルを回しておられるのでしょうか。

「同事業は、両市とクリーンランドにとって、環境に配慮した有意で持続可能な取組みであると認識しています」と答弁がありました。本当に持続可能な取組みと両市もクリーンランドも認識されているのでしょうか。剪定枝チップ化事業は、両市の土壌改良材に使用される原料となるチップを、両市から搬入される剪定枝を使って製造しようとするものです。つまり、チップ化事業は、両市の土壌改良材の製造、生ごみ堆肥化事業があるから、行われている事業です。その生ごみ堆肥化事業自体が全く持続可能な事業とは言えません。土壌改良材をリサイクルプラザや各種環境イベント等で配布・販売する等されていますが、ご存知とは思いますが、土壌改良材の原価は、販売単価を大きく上回っています。例えば、豊中市の土壌改良材にあたる『とよっぴー』の原価は、1kgあたり約140円ですが、それを3kg100円、10kg200円、300kg3000円で販売しています。これのどこが持続可能な取組みと言えるのでしょうか。原価割れを平気で起こして販売し続けていることを黙認し、さらには、その原価をわざわざチップ化処理をすることで高くしているのです。これも以前からお伝えしてきましたが、平成24年までは、剪定枝のチップ化事業は行われていませんでしたが、両市の土壌改良材は製造されていた訳ですので、チップ化事業を止めて、堆肥化事業に影響が出ることもありません。むしろ、チップは、

ホームセンターやネットでも、約10000円/トンもあれば、十分、入手でき、堆肥化事業の経費削減になります。あらためて、根拠が乏しく、事業の効果指標も明確ではない剪定枝のチップ化事業に毎年1400万円もの多額の税金を投入することは、早急に見直すことを強く求めておきます。

## 【新たな広報媒体の活用について】

### (一問目)

昨年も地震や台風等、様々な自然災害が発生し、市民生活に少なからず影響を及ぼしました。そんな中、災害が発生した際に、クリーンランドの施設の稼働状況等の情報発信は、どのような形でされていたのでしょうか。

### <答弁>

災害時等における施設の稼働状況の情報発信についてですが、クリーンランドの公式ホームページに掲載するとともに、両市のホームページにリンクを貼るという形で行っております。

### (二問目)

昨年の台風21号の発災時の市民への情報発信の課題を踏まえ、豊中市では、公式ツイッターを開設し、今年度は、更にラインやインスタグラムも活用するようになりました。ご存知かと思いますが、豊中市保健所も公式ツイッターを開設され、毎日、職員が交代で、幅広い情報発信、周知、啓発等を行っておられます。クリーンランドでも自然災害等の発災時の市民への情報発信をはじめ、周知や啓発、有益情報の発信や拡散を目的に、公式ツイッターやラインを活用するなどは、これまで、検討はされてこなかったのでしょうか。ちなみに、豊中市の公式ツイッターがクリーンランドに関連する情報を発信された事例はあまりなく、むしろ、豊中市の公式ツイッターは、他部局の公式ツイッターで発信された情報をリツイートする形で、他部局の情報を拡散することの方が多いのが現状です。そのため、クリーンランドとして公式ツイッターを開設し、積極的にツイートすることで、豊中市の公式ツイッターにリツイートしてもらい、より幅広く豊中市民に情報が拡散する可能性があると思っております、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

クリーンランドでは、主に公式ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、両市 SNS を通じた広報、周知、啓発等を行っており、先日広報誌の発行に際し両市公式ツイッターに掲載したところです。災害時につきましても、同様の対応をしていきたいと考えております。

### (意見・要望)

新たな広報媒体の活用については、災害発生時等の迅速な情報発信、クリーンランドにおける事業や施策のより幅広い周知や拡散、紙媒体やホームページなど既存の媒体では情報収集をしない世代への情報提供、啓発等を念頭に、公式ツイッターの開設などを検討して頂くことを要望しておきます。

## 【臨時ごみ搬入申込電話受付業務の受託者選定について】

### (一問目)

議案第9号 令和元年度豊中市伊丹市クリーンランド補正予算第1号のうち、臨時ごみ搬入申込電話受付業務の債務負担行為補正について伺います。現状の課題として、週末に申し込み電話をもらっても、予約できる日が残っていないことがある。受付電話が繋がりにくい曜日や時間帯があるそうで、それらの課題解消を目的に、予約可能台数の拡大や申込曜日による予約可能期間の差異を解消し、均一化を図り公平性を確保されるとのこと。そこで伺いますが、臨時ごみ搬入申込の受電件数が年々増加していますが、その要因をどのように分析されているのか、教えて下さい。加えて、臨時ごみの搬入を抑制する取組みはこれまで何か実施されてきたのか、教えて下さい。

### <答弁>

臨時ごみ搬入申込の受電件数が増加している要因については、定日収集に排出可能な品目の持ち込みが散見されるなど、両市の市民に、クリーンランドにごみを直接搬入できるということが広まってきたことが、搬入予約件数増加の一因と考えられます。臨時ごみを抑制する取組みについては、入口計量前で定日収集に排出可能な品目を持ち込みの方には、市の定日収集の利用を促しているところです。

### (二問目)

申込方法を電話にこだわる理由は何かあるのでしょうか。最近はネットやアプリで簡単に予約情報の確認、予約やキャンセルの手続きが出来る時代ですが、ネット等で予約状況を確認出来たり、予約やキャンセルを自ら出来るようになれば、先程の課題は解消されると思いますし、電話による問い合わせや申込件数が削減され、経費の削減にも繋がるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

インターネットやアプリによる予約システム導入につきましては、市民サービス向上の利点が考えられる一方、臨時ごみ受付は、急な引っ越し等のため定日収集できない場合の利用を原則としていることから、電話受付での直接対応により安易な利用の抑止や搬入物の適正化が図れるなどのメリットがあります。このことから、今後も他市の動向調査や費用対効果を検証し、導入について検討を行ってまいります。

### (意見・要望)

電話受付のメリットは一定理解しましたし、電話受付を無くすべきと言うつもりはありません。あくまで、受付電話が繋がりにくいケースや申し込み電話を頂いても予約できる日が残っていないなど現状の課題解消策の一つとして、更には、市民サービス向上と電話受付による業務負担の軽減を念頭に、インターネットやアプリによる予約システムの導入について、是非とも、前向きに検討して頂きたいと要望しておきます。

また、定日収集に排出可能な品目の持ち込みが散見されるとのことですが、本当に臨時ごみの排出が必要な方に確実に搬入頂けるように、臨時ごみの定義の明確化、利用回数制限の強化、定日収集に排出可能な品目の持ち込みに対する別途費用の

徴収など、臨時ごみ以外の持ち込みの抑制策も可能な限り講じて頂きたいと強く要望しておきます。

## 【クリーンランド駐車場管理運営業務について】

### (一問目)

議案第9号 令和元年度豊中市伊丹市クリーンランド補正予算第1号のうち、クリーンランド駐車場管理運営業務の債務負担行為補正について伺います。来場者向け駐車場を安全かつ円滑に利用できるよう、コールセンターによる対応や駐車場装置の保守メンテナンス等を行うため、駐車場管理運営業務を委託する予定とのことですが、プロポーザル方式や一般競争入札などの手法もあるかと思いますが、委託業者の選定を指名競争入札で行う理由を教えてください。

### <答弁>

クリーンランドの入札及び契約におきましては、豊中市の例によることとしており、指名競争入札は、一般競争入札に比べ、履行能力や信用等が不十分な者を排除することができ、適正な履行が望めるだけでなく、手続きに掛かる時間や事務も軽減が可能となります。

本案件については、業務内容や金額規模などを踏まえ、指名競争入札による業者選定としております。

### (意見・要望)

今回は、初めての委託契約ということで、事業実績が乏しいことを考慮しての指名競争入札と理解します。3年後の業者選定の際には、プロポーザル方式など、より経費的にも、サービスの質の面でも効果が期待できる手法が取れることを期待しておきます。

## 【ごみ処理施設使用料について】

### (一問目)

議案第11号 ごみ処理施設使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について伺います。受益と負担の適正化を図るため、クリーンランドにおけるごみ処理経費の100%を搬入者負担とすることを基本方針として、施設使用料の改定が行われる訳ですが、長きにわたり廃棄物処理法で定められている排出者責任の原則が守られず、受益と負担の適正化がなされてこなかったこと、その為、処理経費の一部を両市民が負担を被ってきたことについて、どのように思われているのか、見解をお聞かせ下さい。また、平成24年に施設使用料が実際の処理経費とのかい離が大きく課題とのことで、激変緩和措置として段階的な見直しを実施され、現行の使用料(87円/10kg)に改定されましたが、平成24年以前からも、排出者責任の原則が守られていないこと、受益と負担の適正化が課題であることを指摘し続けてきました。施設使用料の適正化にこれほどまでに時間を費やしたことについて、組織としてのスピード感や改善、改革意識に課題はないのか、見解をお聞かせ下さい。事前の説明では、今回の改定による効果額を昨年度実績値から1億2110万円と算出されているようですが、1年でも早くこの改定が実施できていれば、両市民の負担がどれほど軽減できたかを考えると、クリーンランドとして、日頃から、どれくらい両市民の税負担の軽減について強い意識を持って施策や事業を展開されているのか疑問ですが、何故、これほど時間を要してしまったのかの見解も合わせてお聞かせ下さい。

### <答弁>

クリーンランドとしても、施設使用料と処理経費との乖離があることについては課題と考えておりました。

「豊中市の公の施設の使用料に関する指針」に基づき、本来であれば4年ごとに施設使用料の検証を行うべきでしたが、焼却施設の更新時期と重なり、処理経費の算出が困難であったことから、今回の改定時期になったものです。

### (二問目)

今年の第1回クリーンランド議会定例会での質疑で、施設使用料について、平成32年度(令和2年度)当初に改定することを明言して欲しいとあえて求め、「施設使用料につきましては、クリーンランドでは、平成32年度(令和2年度)当初に改定を実施する考えです。」と答弁されました。にも拘らず、今回の提案では、改定予定時期が令和3年1月1日に先送りとなっていますが、その理由を教えてください。令和2年度当初からではなく、令和3年1月からの改定にした場合、減少する効果額はどれくらいになるのか、教えてください。また、これまでも長年にわたり、両市民に不要な税負担を課してきた上に、更に今回、議会で明言されたことまで反故にして、新たに不要な税負担を両市民に課すことに対して、どのような意識なのか、ご見解をお聞かせ下さい。

さらに、今後も処理経費は変動することが予想されますが、受益と負担の適正化を持続的に図っていくには、定期的に処理経費と使用料のかい離がないか検証を行い、

必要に応じて、適宜、迅速に改定を行うべきと思いますが、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

施設使用料改定時期については、これまで令和2年度当初としておりましたが、施設使用料改定の必要性については、一定ご理解いただいたものの、事業者への丁寧な説明を求めるご意見や、消費税の増税に伴う事業者への配慮を要望されるなど、改定時期に関する意見を多数いただきました。

クリーンランドとしましては、実施時期については事業者の方々に理解を得て実施することが肝要であり、市民・事業者への一定の周知期間が必要であると判断したため、令和3年1月1日としたものでございます。

また、改定時期が令和3年1月になった場合、令和2年度における効果額の減少額は、約9千万円で、両市の負担金により補っていくこととなりますが、市民・事業者のみなさまへの丁寧な説明を行うために改定時期を遅らせたものであり、使用料の円滑な改定に必要不可欠な期間であると考えておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。

今後は、「豊中市の公の施設の使用料に関する指針」に基づき、4年ごとに検証してまいりたいと考えております。

### (意見・要望)

廃棄物処理法で定められている排出者責任の原則が守られず、受益と負担の適正化がなされてこなかったことを両市もクリーンランドも理解をされいながら、これほどまでに適正化に時間がかかったことは、残念でなりません。しかも、ずっと指摘し続けてきましたが、適正化が図られずにきたために、両市民に処理経費の一部の負担を被せてきた訳です。その上、今回、平成31年第1回定例会での質疑で、約束された令和2年当初からの施設使用料改定を反故にして、令和3年1月からの改定とし、両市に更に約9000万円の負担を負わせることになっています。「実施時期については事業者の方々に理解を得て実施することが肝要であり、市民・事業者への一定の周知期間が必要であると判断したため、令和3年1月1日とした」と答弁がありました。現行の施設使用料に改定されたのは平成24年です。その際、当時、60円/10kgの施設使用料に対して、実際の処理経費は114円/10kgだったことから、本来は114円/10kgにすべきところ、激変緩和措置として、その半分の87円/10kgとなった訳です。つまり、平成24年の段階で、数年後には、114円/10kgかそれに近い金額に 向けての料金改定が行う必要があることは、両市もクリーンランドも、もちろん事業者も分かっていたはずですが、以前から、新ごみ焼却施設の瑕疵担保期間が 終了し、現在の処理経費が算出できれば、すぐに施設使用料を改定するように、更に、その為に事業者等に、処理経費が算出でき次第、施設使用料を改定することを周知、説明をはじめて欲しいと要望してきました。平成31年第1回定例会での質疑で、「令和2年度当初を目途に施設使用料の改定を目指すということは、遅いくらいだという認識で取り組んで頂きたい。くれぐれも更なる先延ばしなどは絶対にせず、令和2年度当初には、施設使用料の適正化を図り、両市民の不必要な税負担を止めて頂きたい」と強く要望しましたが、



本当に残念です。結局、声の大きな事業者や利害関係者にばかり配慮して、声の上げない、また、このこと自体を知らされていない(知らない)多くの市民には、黙って税負担をさせるというやり方を両市も、クリーンランドもとったということです。先程、「クリーンランドとしては、実施時期については事業者の方々に理解を得て実施することが肝要であり、市民・事業者への一定の周知期間が必要であると判断したため、令和3年1月1日とした。また、改定時期が令和3年1月になった場合、令和2年度における効果額の減少額は、約9千万円で、両市の負担金により補っていくことになるが、市民・事業者のみなさまへの丁寧な説明を行うために改定時期を遅らせたものであり、使用料の円滑な改定に必要不可欠な期間であると考えているので、ご理解下さい」との答弁がありました。この答弁からも、事業者のことしか見ていないことが分かります。市民・事業者への一定の周知期間が必要であると判断した、市民・事業者のみなさまへの丁寧な説明を行うために改定時期を遅らせたと言いますが、豊中市伊丹市の両市民で、ごみ処理施設使用料の改定をご存知の市民の方、しかも、これまでの経緯をご存知の方はどれだけおられるのでしょうか。市民への周知や丁寧な説明のための時間が必要と言いながら、多くの両市民への周知や説明など、両市もクリーンランドも一切してこなかったではないですか。両市やクリーンランドと事業者とがどういった関係にあるのか分かりませんが、もっと、多くの一般市民(納税者)に配慮した施策や事業展開を強く求めておきます。最後に、今後は、豊中市の公の施設の使用料に関する指針に基づき、4年ごとに処理経費と施設使用料のかい離がないか検証していかれるとのことですが、検証だけでなく、かい離があれば、適宜、迅速に改定を行って頂くこと、また、4年ごとの検証結果についての情報提供をしっかりと頂きたいと強く要望しておきます。